

板倉町懲罰特別委員会

議事日程（第1号）

令和5年5月22日（月）午前11時21分開会

1. 開 会
2. 説 明
3. 委員長の互選
4. 副委員長の互選
5. 審査事項
 - (1) 荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件
 - ①提案説明
 - ②質疑
 - ③意見聴取
 - ④討論
 - ⑤懲罰を科すことに対する意見
 - ⑥採決
 - ⑦懲罰の種類に対する意見
 - ⑧採決
 - ⑨委員長による各人へ懲罰のまとめ
6. 閉 会

○出席委員（8名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
延 山 宗 一	委員	小 林 武 雄	委員
小 野 田 富 康	委員	青 木 文 雄	委員
尾 澤 将 樹	委員	藪 之 本 佳 奈 子	委員

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事務局 長
小 野 田 裕 之	庶務議事係 長

開 会 (午前11時21分)

○開会の宣告

○市川初江臨時委員長 それでは、ただいまより懲罰特別委員会を開催いたします。

○事務局説明

○市川初江臨時委員長 まず初めに、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 お疲れさまです。この特別委員会の流れについて簡単に説明します。

まず、動議提出者から説明をいただきます。前回説明しておりますが、何か付け加えて説明するようなことあれば説明をしていただきまして、それに対する質疑、先ほども行っていました、質疑がある場合は質疑を行っていただきます。その後、皆さんからの意見を……ごめんなさい、申し訳ありません。すみません、間違っておりました。まずは、先ほど議長からもあったように、年長委員が座長となりまして、委員長の互選をしていただくということになります。すみません、間違っています。先に委員長を決めていただきます。その後、その委員長により副委員長を互選で決めていただきます。その後、先ほど申し上げたとおり提案者の説明、質疑、その後、各委員から意見を出していただきまして、意見が終わりましたら、討論、採決ということになります。採決につきましては、まず懲罰を科すかどうかについて決定していただきまして、科すのであれば懲罰の種類を委員会として決めていただくということになります。決定につきましては……

○小林武雄委員 事務局に聞きますけれども、先ほどこの場で質疑応答、討論で決めていくという話をしていましたけれども、それは委員長報告だから、議場に行ってから委員長報告に対する質疑、討論、採決という流れと違うのですか。

○荻野剛史事務局長 それも行いますが、委員会として決めるに当たっていろいろな意見を出したり、手続を踏んで採決をすると、そういう意味でございます。よろしいですか。委員会としていろんな意見を出し合って、それをまとめて討論して採決というような形になります。

採決の方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、懲罰を科すかどうか、科すのであればその種類について話し合ってください、委員会としての採決を行うことになります。ご存じだとは思いますが、懲罰の種類については、戒告、陳謝、出席停止、除名というようなことになりますので、よろしく願います。

以上で説明を終わります。

○市川初江臨時委員長 事務局の説明が終わりました。

○委員長の互選

○市川初江臨時委員長 それでは、ただいまより委員長の互選をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○延山宗一委員 委員長の互選ということの説明がありました。私からしますと、案として森田議員に委員長をお願いできればというふうに思っています。といいますのは、議員の経験3期ということで、十分な経験もされているということでありますので、その辺につきましては委員長としての重責が十分果たせるというふうに思っていますので、お願いをできればというふうに思っています。

○市川初江臨時委員長 今、森田議員という声が出ましたけれども、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○市川初江臨時委員長 それでは、森田議員さん、委員長をよろしく願いいたします。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○森田義昭委員長 皆さん、こんにちは。委員長に今指名されました森田義昭です。よろしく願いいたします。

○副委員長の互選

○森田義昭委員長 副委員長の選出をしたいと思います。

副委員長をどのように選んだらよろしいでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 副委員長につきましては、先ほど市川委員が進行されたということでありますので、先ほどの説明どおり、議員の経験も非常にあるということでありますので、副委員長として十分職責が果たせるかなと思いますので、推薦をしたいと思います。

○森田義昭委員長 ただいま市川委員というような声が上がりましたが、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 市川委員、副委員長ということで、どうぞよろしく願いいたします。

○荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件

○森田義昭委員長 それでは、当委員会に付託されました荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件を議題とし、発議者からの提案説明をお願いしたいと思います。

小林委員。

○小林武雄委員 これは同じやつを読み上げればいいのか、取りあえず。議席番号6番、小林ですが、本会議で読み上げた文とそっくり同じになるのですが、それを述べさせていただきたいと思います。荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の提案理由を述べさせていただきます。

提案理由は、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会議事規則第59条に違反し、議長を選挙を行ったため。ちなみに、板倉町議会議事規則第59条には、選挙及び表決の宣告後は何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではないと規定しているにもかかわらず、5月10日の臨時会において議長選挙を投票で行いますと宣告後、動議の発議を受け付け、その後の一連の発言及び進行を進めた3名の議員は、板倉町議会議事規則に違反したことは明白である。

まず最初に、青木秀夫議員は、臨時議長として板倉町議会議事規則第59条の違反を知りつつ、故意に須藤稔議員の発言を許可した。5期という最長議員歴があるにもかかわらず、計画的、意図的に主導した。前日の臨時会開会前から年長者として臨時議長に選出されることを想定し、動議の提出、立候補者の有無等の認識を承知の上、当日、板倉町議会議事規則第59条を無視し、須藤稔議員の動議を取り上げた。前日、議会事務局から違反行為の指摘を受けているにもかかわらず、違反行為を強行した悪質な確信犯的な職権悪用行為であります。

次に、荒井英世議員は、議長就任願望から、その目的達成のため、板倉町議会議事規則第59条違反を承知

の上、新議員の願望である開かれた議会の実現、約束実施を装い、ルールは後から議論すると自ら論じながら、全く独断で立候補として違反行為を行った。また、荒井議員は、議会事務局長の公職の経歴を有していることから、当然会議規則、議会運営についても精通しているものであり、違法を承知の確信犯と断定せざるを得ない。また、前期において議会運営委員長も務めており、議会において新たな慣例をつくる場合は、議員全員で丁寧に議論し、全会一致で行うことも承知していながら、その過程を後回しにした今回の強行は、議会軽視も甚だしい行為である。

次に、須藤議員は、新人議員として議会議規則等の知識において現職議員より劣ることはやむを得ないが、初議会に挑むに当たり最低限の知識を求められることは当然であります。議会運営は、法令にのっとり議会内民主主義を前提に、議員の権利と義務を求めながら、その活動が保障されている。したがって、有権者の声の実現といえど、手順とルールにのっとり民主的に進めることが地方自治法、板倉町議会議規則等に定められています。町民の声を実現する熱意は理解できるが、不法な手段での実現は認められない。他の2名の議員と全く同じではないが、今回取られた前代未聞の行動は、会議規則第59条違反であり、新人議員であっても議会の秩序を乱した責任は重く、法令、ルールを知らなかっただけでは済まされない。

最後に、このような理由から、違反行為を指摘されたにもかかわらず、立候補を想定していない、12名全員が候補者とされ、立候補制を取っていない、地方自治法を無視し、ましてルールも全くなく、全員の議論もない中で強引に実行し、違法な手続で選出された議長の下での進行は到底認めるものではない。

よって、板倉町会議規則第59条違反が明らかな3名を懲罰の対象とする。この件に関わった7名の前代未聞の行動は、分析するとおそらく他の4人も全く無関係ではないと思うが、会議内で直接の違反があった3人を対象としたものである。

以上でございます。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより各委員の意見を聞きます。意見はないですか。反対意見から。

〔なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 意見を終結します。

これより討論を行います。反対。

〔なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 反対討論なし。

それでは賛成討論。誰も意見ないですか。あれだけそちらは言いましたので。

小林委員。

○小林武雄委員 私は提案者ですので、どちらとも言えないのですが、今委員長のほうの進行しているわけですが、詰っていますが、それで何の反応もなければ進めていけばいいのではないですかと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

〔はい〕という人あり〕

○森田義昭委員長 それでは、まずは懲罰を科すかどうかについてお聞きしたいと思います。懲罰を科すと

いうことになれば、次に懲罰の種類について伺っていきたいと思いますが、意見ををお願いしたいと思います。
延山委員。

○延山宗一委員 今回のこの臨時会での行為、3名の方には重罰を与えるべきというふうに、科せるべきだというふうに私は思います。ですから、当然この懲罰委員会の中で4つの段階があるわけですが、どこに該当するかということをもたまたま皆さんと意見の交換しながら決定するわけですが、懲罰を科すべきと思っています。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。延山委員からは懲罰を科すといった意見があります。
ほかに。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 私は懲罰には値しないと思います。なぜなら先ほどもおっしゃったように、罰するところが見当たらない。罰するところが見当たらない方に罰するというのが分かりません。なので、今回はこれは罰するものではないかと思っています。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。
ほかに。

小野田委員。

○小野田富康委員 先ほどの本会議での質疑の話も聞かせていただいたのですが、皆さんの質問というのは、立候補するのがいいのか悪いのか、開かれた議会を目指すのがいいのか悪いのかという部分に重きを置いた質問だったのかなというふうに思っております。私個人としては、それに至った進め方といいますか、やり方、これがそもそも法、条例をつくったりする側の我々がそういった法を犯してまでやるべきことだったのかなというのが一番感じているところです。立候補制、私も基本的には賛成しますし、やるのであればそういったルールをまずつくってからやるべきだった。それを怠ってその場でやってしまうというのが乱暴で、もうこれはそもそも議会事務局のほうから違反しますよというようなことを皆さん多分聞いていると思うのです。それを強行するというのも聞いたので、それにはちょっと加担できない。例えば多数決でやったのではないか、おまえらもその場にいたではないか、それだから納得しろというのを私たちは言えなかった。私は、個人的には言いたくなかったので、欠席させてもらった理由はそれなのですけれども、今回の件、特に荒井議員、議会運営委員長をやっていたら、議会改革を声高に叫ばれていました。その方があの場でこれについては後で相談しましょうとか、話し合しましょう、いや、順番が違うではないですか。法を守らなければいけない私たち、普通の方よりも遵法精神求められる私たちがやってしまったことを後から正当化しようとするルールづくりをするというのがそもそもおかしい話であって、やるのであればその前にやって、みんなでルールづくりをしましょうと、ルールをつくった上でやるのが筋であった。それを言ってくれば私たちだって参加するし、もし反対の人がいればそこで反対の理由も出るし、話をもんで、それでやりましょうというのであればやってもいいと思うのですが、ただやる場所も本会議ではなくて別の場所で立候補の届出をして、だって59条のところに書いてあるのですもの、あの場でやってはいけない。ただし書のことを皆さんおっしゃっていましたが、ただし書のただし選挙及び表決の方法についての発言はこの限りではない、この選挙及び表決の方法というのは投票か指名推選かと私は思っていますし、その理解がほとんどだと思います。その2つのことを決めるのになぜ難しく考え過ぎるのか、青

木議員も弁明でおっしゃっていたではないですか。小学5年生でも分かる、小学5年生でも分かるように理解しなければいけないのです。ああだこうだ解釈解釈でやるべきではない問題だと思いますので、特にそのお二方はちょっとやったことの内容が重いのかなと思いますので、私も懲罰に科すべきだと思っております。

以上です。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

ほかに。

市川委員。

○市川初江委員 全国的に立候補制を採用している自治体ももちろんあるわけでございますけれども、議会中に選挙とは別の場所、別の時間にそのルール等については事前に十分に検討し、議員全員の合意を得て決定し、公平なルールの下、立候補及び立候補者の所信表明を行うということなのです。今回は、事前の協議がされないで、議員全員の合意が得られない中で不当な議長選であったというふうに私は考えております。議会の大前提というのは、まず法令を守ることから始まるということです。議会は正当な進行、そして円滑な運営のために法律や規則等に基づいて行わなければならない。ですが、先般の臨時議会では、地方自治法118条及び板倉町議会規則第59条の違反が明らかたため、やはり懲罰はやるべきだと私は、かなりちょっと重い懲罰になってもよろしいのかなと思うぐらいです。そういう意見でございます。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

青木委員。

○青木文雄委員 懲罰に科すべきではないと思います。本会議でも質問させていただきましたが、118条も59条も違法ではないと判断していますから、今回については懲罰に科すべきではないと思います。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

尾澤委員。

○尾澤将樹委員 私も懲罰には科すべきではないと思います。先ほども私も本会議で言いましたが、59条に違反していないと私は思っていますので、懲罰に科すべきではないと思っております。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

取りあえず一回りしましたので、それでは懲罰に科すか科さないか、それについて採決をしたいと思えます。よろしいですか。

それでは初めに、荒井英世議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決をいたします。

荒井英世議員に対して懲罰を科すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

[起立多数]

○森田義昭委員長 多数でありますので、懲罰を科すということに決定いたしました。

次は、青木秀夫議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決をしたいと思えます。

青木秀夫議員に対し懲罰を科すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

[起立多数]

○森田義昭委員長 多数であります。

よって、青木秀夫議員に対し懲罰を科すことを決定をいたしました。

続きまして、須藤稔議員に対する懲罰動議の件について採決いたします。須藤稔議員に懲罰事犯として懲罰を科すものと決定することについて採決いたします。

須藤稔議員に対し懲罰を科すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

[起立多数]

○森田義昭委員長 多数であります。

よって、須藤稔議員に対し懲罰を科すことを決定しました。

次に、この懲罰をどのように科すかについて意見を聞きたいと思えます。

小野田委員。

○小野田富康委員 先ほども申し上げましたけれども、今回懲罰の決定ということになりましたけれども、やはりベテランで議会事務にも精通した方が違反を承知でやったというのはとても重いものだと思います。なるべく重いものがないかと思うのですけれども、これは種類まで言ったほうがいいのでしょうか。

○森田義昭委員長 お願いします。

○小野田富康委員 除名とまではさすがに言えないと思えますので、ただ謝って済むほど簡単なものでもないと思えますので、出席停止が妥当だと私は考えます。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 各議員の意見を拝聴したわけでございますけれども、今回懲罰は妥当ということになりました。青木臨時議長から議長選挙の宣告がされた後の須藤議員からの動議の提案、臨時議長がこれを取り上げたこと、これにつきましては先ほど何回も話をされているように、会議規則第59条に違反もしているということ、そしてまた荒井議員が議長選挙に立候補した、本来ですと立候補というのはないわけですが、所信表明を行ったわけですが、立候補と所信表明を許可した青木臨時議長、荒井議員は、地方自治法の会議規則に違反をしているということ。また、違反を承知の上で手続を進めた3名の議員は、一蓮托生であるなど、そんなふうに思います。そういうような意味からして、当然4段階の中の戒告、陳謝、出席停止、除名とあるわけでございますけれども、除名というふうなことでもなくともいいかなと思います。本来は大変な罪を犯したということだと、4段階のうちの4段ということも言えるのですけれども、今回につきましては本懲罰決定の日から今臨時会が閉会する日までを出席停止をすべきだと、そんなふうに思います。

以上です。

○森田義昭委員長 ありがとうございます。

ほかに。

今出席停止と意見が出ましたので、これで採決をしたいと思えますが。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 これは意見を述べてよろしいのですか。今の。

○森田義昭委員長 基本的には懲罰が科せられるというのが決定しましたので、その辺を踏まえてよろしくをお願いいたします。

○藪之本佳奈子委員 本人は、法を犯して違法を認識してやったとは一言もおっしゃっていないし、多分事務局の方も犯すかもしれないよとはすごく曖昧に伝えられているはずなのです。よって、本人は全くもって違法性を認めてやったわけではないので。

○森田義昭委員長 申し訳ないのですが、罪を犯した人は基本的にはみんなそう言うのではないですか、私のほうが正しいって。そうではないですか。

○藪之本佳奈子委員 でも実際に見てもら……

○森田義昭委員長 実際にあれが通ったわけですから、こちらの懲罰動議。

○藪之本佳奈子委員 なので、刑の執行はそんなに重たいものとは考えられないのですけれども。

○森田義昭委員長 刑が重過ぎるということですか。

○藪之本佳奈子委員 はい。重たいのをと言ったので、重過ぎると思います。

○森田義昭委員長 具体的にはどの辺がよろしいと思っておりますか。

○藪之本佳奈子委員 本人的にも認めてはいないものですから、もし刑に科せるとするならば一番軽いものってどれですか。重罪に対すると言ったのですから、一番軽いものというので私はお願いするかなと思います。

○森田義昭委員長 一番軽いもの、戒告と、仮ですけども。では、それということで、藪之本委員は戒告でいいのではないかといった意見ですね。

青木委員。

○青木文雄委員 私も戒告でいいと思います。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 ないようでしたら、ここで決を採りたいと思います。

それでは、2つ今意見が出ましたので、戒告か出席停止かという……

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 期間はこれからです。

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 閉会までと。閉会まで、大丈夫ですか。

それで、決を採りたいと思います。

まず、藪之本委員と青木委員の意見で、戒告が妥当ではないかと思う方は起立をお願いしたいと思います。

[起立少数]

○森田義昭委員長 少数意見ということで。

それでは、出席停止の決を採ります。出席停止で賛成の方は、本懲罰決定の日から今臨時会閉会になる日まで出席停止としたいと思う人は起立をお願いしたいと思います。

[起立多数]

○森田義昭委員長 多数でありますので、それでは今の結果を。

荒井英世議員に対し、本懲罰決定の日から今臨時議会が終了するまで出席停止といたします。

次に、青木秀夫議員に対しましても、本懲罰決定の日から臨時議会閉会の日まで出席停止といたします。

続きまして、須藤稔議員に対する懲罰の種類については、本懲罰決定の日から今臨時会閉会の日まで出席停止といたします。そのように決定をいたしました。

それでは、委員会としてまとめたことを発表したいと思います。

荒井議員におきましては、本懲罰決定の日から臨時議会閉会するまで出席を停止とすることを科します。

続きまして、青木議員におきましても、本懲罰決定の日から臨時議会閉会の日まで出席停止と科します。

須藤議員におきましても、本懲罰決定の日から今臨時会閉会の日まで出席停止ということを科します。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもって、本委員会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会 （午後 0時02分）